

彦岐市行政手続における押印見直し方針

1. 目的

行政手続の簡素化及び市民の利便性の向上を図るため、個人、事業者及び職員等が行う申請書等への押印について、市の行政手続及び内部手続において求めている押印について見直しを図ります。

2. 見直しの対象

行政手続、内部手続のいずれについても、次のとおり押印根拠の分類を行ったうえで、押印の見直しの対象となるものを抽出する。

(押印根拠の分類)

A. 国の法令等により押印が求められているもの
B. 都道府県の条例など外部の機関により押印が求められているもの
C. 市の条例等や慣行により押印を求めているもの

上記、AからCまでのうち、本市が独自に検討を行う必要があるCについて、次の「3. 基本方針」に基づく見直しの対象とし、A及びBについては、国の所管省庁や県などから発出される通知等に基づき、必要な対応（条例等の改正、様式変更、関係者への通知など）をとるものとする。

なお、Cにおいても、通知等に押印する公印については、本方針により各課個別で見直しを行う対象とはしない。

また、内部手続についても本方針を準用するが、会計手続についてはその性質に鑑み本方針による見直し対象から除く。

3. 基本方針

押印を求める根拠ごとに手続きを分類したうえで、求める押印の種類や手続の内容・目的等に鑑み、(a) 押印を求める趣旨、(b) 趣旨の合理性、(c) 代替手段の可否、の視点から手続を評価して押印見直しを行うこととする。

(1) 押印の原則廃止

「押印を求める趣旨（下段参照）」の合理性を判断基準とし、合理性を欠くものについては、押印を廃止する。

特に、認印による押印については、本人確認の認証の効果が乏しく、押印を求

める趣旨に対する効力が極めて限定的であって合理性を欠くと考えられることから、原則として押印を廃止するものとする。

(押印を求める趣旨)

趣旨	押印廃止の判断に係る国の見解
本人確認 (文書作成者の真正性担保)	本人確認の手法は押印以外にも多数存在する。 ※(2) 押印を代替する手段を参照
文書作成の真意確認	本人確認がされた“本人”からの申請があった事実があれば、真意は確認されている。
文書内容の真正性の担保	内容の真正性は押印のみによって評価されるわけではなく、手続全体として評価される。

(2) 押印廃止に伴う代替手段の必要性の有無の検討

押印廃止にあたっては、従来の認印や印鑑照合を行わない登記印・登録印による押印の効果は限定的であるという前提に立って、本当に本人確認が必要であるかを改めて検討し、必要な場合は、代替方法を検討することが重要である。

(押印を代替する手段)

- ・継続的な関係がある者の e メールアドレスや登録済 e メールアドレスからの提出
- ・本人であることが確認された e メールアドレスからの提出
- ・ID/パスワード方式による認証
- ・本人であることを確認するための書類(マイナンバーカード、運転免許証、法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明書等)のコピーや写真のPDFでの添付
- ・他の添付書類による本人確認
- ・電話やウェブ会議等による本人確認
- ・署名機能の付いた文書ソフトの活用(電子ペン等を用いたPDFへの自署機能の活用等)
- ・実地調査等の機会における確認

〈行政手続の押印見直し基準の図解〉

